

組合員証等に関する手続き

組合員及び被扶養者は、共済組合から各種の給付を受けられますが、この給付を受けるための資格を有することの証明書として、組合員に組合員証、被扶養者には組合員被扶養者証が交付されています。

組合員証（組合員被扶養者証を含む。以下同じ）を医療機関に提示することにより医療の給付を受けることができ、また、共済組合が契約している厚生施設に提示することによりその施設を利用することができます。

このように、組合員証はとても重要なものですから、使用、保管には十分注意し、他人への譲渡や貸与をすることのないようにしてください。

1 組合員証等の交付

（１）組合員証

組合員になった者は、組合員資格取得届書（給付様式第 1-1 号）を所属所を経て支部に提出することにより、組合員証の交付を受けることができます。

（２）組合員被扶養者証

組合員の被扶養者の要件を備える者があるときは、被扶養者申告書【認定用】（給付様式第 2-1-1 号）を所属所を経て支部に提出することにより、組合員被扶養者証の交付を受けることができます。

2 組合員証等の再交付

組合員証等を紛失や損傷したときは、組合員証等再交付申請書（給付様式第 3-2 号）を所属所を経て支部に提出することにより組合員証等の再交付を受けることができます。

なお、再交付を受けた後に紛失した組合員証等が見つかった場合は、直ちに旧組合員証等を返納してください。

3 組合員証等の返納

組合員が退職又は死亡したときは、所属所長は、組合員証等を回収し、組合員異動報告書（転出用）（給付様式第 1-3 号）に添付して遅滞なく支部に返納してください。

また、組合員の被扶養者が被扶養者としての要件を欠いたときは、所属所は、組合員被扶養者証を回収し、認定取消し手続きのための被扶養者申告書【取消用】（給付様式第 2-1-2 号）に添付して遅延なく支部に返納してください。

4 記載事項等の変更

組合員又は被扶養者の氏名、住所等の記載事項等に変更があったときは、組合員証等記載事項等変更（訂正）申告書（給付様式第 3-1 号）を作成し所属所を経て支部に提出してください。

5 組合員被扶養者証の検認

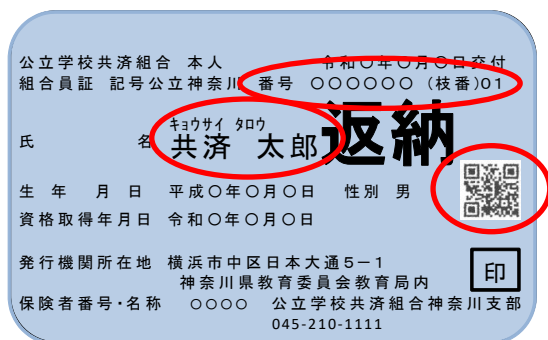
組合員被扶養者（特別認定者）については、毎年、検認を行います。この検認を受けない場合は、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条に基づき、被扶養者の資格を喪失します。

6 組合員証等の返納方法について

郵送での組合員証等の返納の際は、次によりお願いします。

（注）データの読み取りができなくなりますので、番号、氏名、2次元コードを塗りつぶしたり、組合員証等を切ったりしないでください。

- 油性ペンで**返納**※と記入 ※返納理由を記入しても可（退職・転出等）



番号、氏名、2次元コードが判別できるように油性ペン等で記入してください。

また、組合員証等をハサミで切らないでください。

- 油性ペンで「×」と記入

